

令和 8 年 9 月 1 日

令和 8 年

第 3 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 80 号	ホルトホール大分条例の一部改正について
議第 81 号	大分市立認定こども園条例及び大分市立幼稚園条例の一部改正について
議第 82 号	大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
議第 83 号	大分市景観条例の一部改正について
議第 84 号	大分市火災予防条例の一部改正について
議第 85 号	大分市レンタサイクル条例の廃止について
議第 86 号	副市長及び上下水道事業管理者の退職手当の額について
議第 87 号	財産の譲与について
議第 88 号	財産区財産の譲与について
議第 89 号	新たに生じた土地の確認について
議第 90 号	字の区域の変更について
議第 91 号	水槽付消防ポンプ自動車の購入について
議第 92 号	救助工作車の購入について
議第 93 号	高規格救急自動車の購入について
議第 94 号	工事請負契約の締結について（佐賀関復興市営住宅建設事業）
議第 95 号	工事請負契約の締結について（大分市立明治小学校校舎改築工事）
議第 96 号	工事請負契約の締結について（大分市立明治小学校校舎改築機械設備工事）
議第 97 号	工事請負契約の締結について（大分市立明治小学校校舎改築電気設備工事）
議第 98 号	工事請負契約の締結について（大分市立賀来小中学校南校舎増改築及び北校舎長寿命化改修工事）

議 案 番 号	題 名
議第 99 号	工事請負契約の締結について（大分市美術館展示室照明改修工事）
議第 100 号	市道路線の認定について

議第 80 号

ホルトホール大分条例の一部改正について

ホルトホール大分条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

ホルトホール大分条例の一部を改正する条例

ホルトホール大分条例（平成 23 年大分市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 1 号中「第 2 条第 3 1 項」を「第 2 条第 3 2 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 2 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

産業競争力強化法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 81 号

大分市立認定こども園条例及び大分市立幼稚園条例の一部改正 について

大分市立認定こども園条例及び大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市立認定こども園条例及び大分市立幼稚園条例の一部を改正 する条例

次に掲げる条例の規定中「450円」を「490円」に改める。

- (1) 大分市立認定こども園条例（令和 2 年大分市条例第 24 号）第 4 条第 2 項
- (2) 大分市立幼稚園条例（昭和 39 年大分市条例第 40 号）第 4 条第 2 項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（大分市立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の大分市立認定こども園条例第 4 条第 2 項の規定は、令和 8 年 10 月以降の月分に係る一時預かり保育料（同条第 1 項に規定する一時預かり保育料をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同月前の月分に係る一時預かり保育料については、なお従前の例による。

（大分市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の大分市立幼稚園条例第 4 条第 2 項の規定は、令和 8 年 10 月以降の月分に係る一時預かり保育料（同条第 1 項に規定する一時預かり保育料をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同月前の

月分に係る一時預かり保育料については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく
本案を提出する。

議第 82 号

大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等
の手續に関する条例の一部改正について

大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手續に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等
の手續に関する条例の一部を改正する条例

大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手續に関する条例（平成 10 年大分市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項において）」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項（同条第 4 項及び第 5 項において読み替えて）」に改め、「第 9 条の 3 第 9 項において」の次に「読み替えて」を、「第 9 条の 3 の 3 第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 4 項及び第 5 項」に、「市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下）」を「法第 9 条の 3 の 3 第 1 項若しくは第 2 項に定める者（以下これらを）」に改める。

第 2 条第 2 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に改める。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分並びに第 4 条第 1 項第 3 号及び第 2 項ただし書中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項前段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項前段」に改める。

第 5 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項後段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項後段」に改

める。

第6条第1項第2号中「第9条の3の3第2項前段」を「第9条の3の3第3項前段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(令和8年法律第43号)附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 83 号

大分市景観条例の一部改正について

大分市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市景観条例の一部を改正する条例

大分市景観条例（平成 19 年大分市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条各号列記以外の部分中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

景観法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 84 号

大分市火災予防条例の一部改正について

大分市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市火災予防条例の一部を改正する条例

大分市火災予防条例（昭和 38 年大分市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

火を使用する器具等の取扱いの基準について、調理に用いる器具の周囲において使用する排気ダクト等に係る管理義務を定めたく本案を提出する。

議第 85 号

大分市レンタサイクル条例の廃止について

大分市レンタサイクル条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市レンタサイクル条例を廃止する条例

大分市レンタサイクル条例（平成 24 年大分市条例第 35 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の大分市レンタサイクル条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項の許可を受けた者に係る旧条例第 13 条及び第 14 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

提案理由

レンタサイクルの貸出しを終了するため条例を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 86 号

副市長及び上下水道事業管理者の退職手当の額について

大分市常勤特別職の退職手当支給条例（平成8年大分市条例第1号）第3条の規定に基づき、退職手当の額を次のとおり定める。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

副 市 長	佐 藤 耕 三	退職手当の額	16,811,000円
上下水道事業管理者	西 田 充 男	退職手当の額	9,211,000円

提案理由

令和8年6月30日をもって任期が満了した副市長及び上下水道事業管理者の退職手当の額を定めたく本案を提出する。

議第 87 号

財産の譲与について

次のとおり市有財産を譲与する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 譲 与 物 件

建 物 大分市大字平横瀬字平149番地
鉄筋コンクリート平屋建
延面積 22.81平方メートル
参考価格 357,689円

2 譲与の相手方 大分市大字平横瀬149番地
平横瀬自治会
代表者 後 藤 重 人

提案理由

市有財産を地域活動に必要な物品等の保管場所として譲与いたしたく地方自治法第96条第1項第6号の規定により本案を提出する。

議第 88 号

財産区財産の譲与について

次のとおり松岡組財産区財産を譲与する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 譲 与 物 件

土 地 大分市大字松岡字堂ノ上5063番1外9筆
4,986.55平方メートル
参考価格 63,146,981円

2 譲与の相手方 大分市大字松岡4005番地の1
上、下松岡自治会
代表者 太 田 尚 人

提案理由

松岡組財産区財産を譲与いたしたく地方自治法第294条第1項において地方公共団体の財産の処分に関する規定によることとされる同法第96条第1項第6号の規定により本案を提出する。

議第 89 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた次に掲げる土地を確認する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

新たに生じた土地	面 積
大字志生木字浜田8の6から4の9に至る各地先の無番地の地先、字浜田3の3から2の2に至る各地先の道路の地先の無番地の地先の公有水面埋立地	3,908.46㎡

提案理由

公有水面埋立てにより造成された土地を確認いたしたく本案を提出する。

議第 90 号

字の区域の変更について

次のとおり、新たに生じた土地の本市の区域内への編入等をいたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和8年9月1日 提出

大分市長 足立 信也

新たに生じた土地等	編入する字
大字志生木字浜田8の6から4の9に至る各地先の無番地の地先、字浜田3の3から2の2に至る各地先の道路の地先の無番地の地先の公有水面埋立地	大字志生木字浜田
大字志生木字浜田9の3から4の9に至る各地先の無番地の地先、字浜田3の3から2の2に至る各地先の道路の地先の無番地の地先の国有海浜地の埋立地	

提案理由

新たに生じた土地の確認に伴い、字の区域を変更いたしたく本案を提出する。

議第 9 1 号

水槽付消防ポンプ自動車の購入について

次のとおり水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 水槽付消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 購入金額 | 5 3, 5 7 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 購 入 先 | 大分市生石一丁目 5 番 3 号
九州丸防設備株式会社
代表取締役 玉 田 龍一郎 |

提案理由

水槽付消防ポンプ自動車を購入いたしたく本案を提出する。

議第 92 号

救助工作車の購入について

次のとおり救助工作車を購入する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 救助工作車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 購入金額 | 240,900,000円 |
| 4 | 購 入 先 | 福岡市博多区東比恵二丁目2番26号
キンパイ商事株式会社 福岡支店
取締役支店長 古 川 和 徳 |

提案理由

救助工作車を購入いたしたく本案を提出する。

議第 93 号

高規格救急自動車の購入について

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 2 台 |
| 3 | 購入金額 | 77,440,000 円 |
| 4 | 購 入 先 | 大分市二又町三丁目3番1号
日産プリンス大分販売株式会社 営業支援部
課長 朝久野 正 美 |

提案理由

高規格救急自動車を購入いたしたく本案を提出する。

議第 94 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 佐賀関復興市営住宅建設事業 |
| 2 | 工事の概要 | 設計業務
建設業務
工事監理業務 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1,018,710,000円 |
| 5 | 事業期間 | 着手 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和9年12月17日 |
| 6 | 契約の相手方 | 梅林・東九州・矢野設備特定事業共同企業体
代表構成員
大分市舞鶴町一丁目3番18号
梅林建設株式会社
代表取締役社長 梅 林 伸 伍
構成員
大分市弁天一丁目6番4号
東九州設計工務株式会社
代表取締役 仲 摩 和 雄
構成員
大分市萩原三丁目16番3号 |

株式会社 矢野設備設計

代表取締役社長 穴 井 義 之

提案理由

佐賀県復興市営住宅建設事業について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 95 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 大分市立明治小学校校舎改築工事
- 2 工事の概要 北棟改築工事
鉄筋コンクリート4階建
延面積 6,966.51平方メートル
南棟改築工事
鉄筋コンクリート2階建
延面積 2,216.46平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 3,341,800,000円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和10年7月21日
- 6 契約の相手方 平倉・柴田・後藤・クボタ特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市中島中央三丁目1番11号
平倉建設株式会社
代表取締役 平 倉 啓 貴
構成員
大分市大字中判田1712番地の4
柴田建設株式会社

代表取締役 柴 田 康 輔

構成員

大分市青崎二丁目 3 番 4 号

後藤建設株式会社

代表取締役 久保田 高 司

構成員

大分市都町一丁目 1 番 3 号

クボタ不動産建設株式会社

代表取締役 隈 田 英 樹

提案理由

大分市立明治小学校校舎改築工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 96 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 大分市立明治小学校校舎改築機械設備工事 |
| 2 | 工事の概要 | 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 558,677,636円 |
| 5 | 工 期 | 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和10年7月21日 |
| 6 | 契約の相手方 | 協和工業・安部文化工業特定建設工事共同企業体 |

代表構成員

大分市大州浜一丁目4番34号

協和工業株式会社

代表取締役 金 子 諭

構成員

大分市花園二丁目2番18号

安部文化工業株式会社

代表取締役 安 部 貴 弘

提案理由

大分市立明治小学校校舎改築機械設備工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 97 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 大分市立明治小学校校舎改築電気設備工事 |
| 2 | 工事の概要 | 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 481,583,476円 |
| 5 | 工 期 | 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和10年7月21日 |
| 6 | 契約の相手方 | 大和・親和特定建設工事共同企業体 |

代表構成員

大分市南春日町11番5号

株式会社 大和電業社

代表取締役社長 大 西 康 生

構成員

大分市大字下郡1716番地の10

親和電工株式会社

代表取締役 渡 邊 謙 介

提案理由

大分市立明治小学校校舎改築電気設備工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 98 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 大分市立賀来小中学校南校舎増改築及び北校舎長寿命化改修工事
- 2 工事の概要 増改築工事
鉄骨4階建
延面積 7,962.44平方メートル
長寿命化改修工事
鉄筋コンクリート4階建
延面積 2,011.18平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 4,300,305,900円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和10年7月21日
- 6 契約の相手方 新成・鬼塚・協栄特定建設工事共同企業体
代表者
大分市豊饒二丁目1番6号
新成建設株式会社
代表取締役 藤 田 剛 士
構成員
新成・朝来野・平和・アイビック特定建設工事共同

企業体

代表構成員

大分市豊饒二丁目1番6号

新成建設株式会社

代表取締役 藤 田 剛 士

構成員

大分市豊饒二丁目6番38号

株式会社 朝来野工務店

代表取締役 朝来野 正 弘

構成員

大分市大字久原796番地の1

株式会社 平和建設

代表取締役 藤 田 哲 司

構成員

大分市寺崎町二丁目3番6号

株式会社 アイビック

代表取締役 太 田 真 司

構成員

鬼塚電気・京真電設特定建設工事共同企業体

代表構成員

大分市大字津留1979番地1

鬼塚電気工事株式会社

代表取締役 尾 野 文 俊

構成員

大分市大字下郡396番地1

株式会社 京真電設

代表取締役 柴 山 礼 治

構成員

協栄・三井特定建設工事共同企業体

代表構成員

大分市大字下郡 3 2 2 5 番地の 2 3

協栄工業株式会社

代表取締役 大 賀 豊 文

構成員

大分市大字日吉原 1 番地の 3 5

株式会社 三井エアーテック

代表取締役 三 井 肇

提案理由

大分市立賀来小中学校南校舎増改築及び北校舎長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 99 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大分市美術館展示室照明改修工事 |
| 2 | 工事の概要 | 電灯設備工事
照明制御設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 215,528,676円 |
| 5 | 工 期 | 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和 9 年 3 月 12 日 |
| 6 | 契約の相手方 | 安部・OCS 特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市花園二丁目 4 番 44 号
株式会社 安部電業社
代表取締役 安 部 太
構成員
大分市下郡南三丁目 5 番 46 号
株式会社 オフィスコミュニケーションサービス
代表取締役 黒 木 聖 詞 |

提案理由

大分市美術館展示室照明改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 1 0 0 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

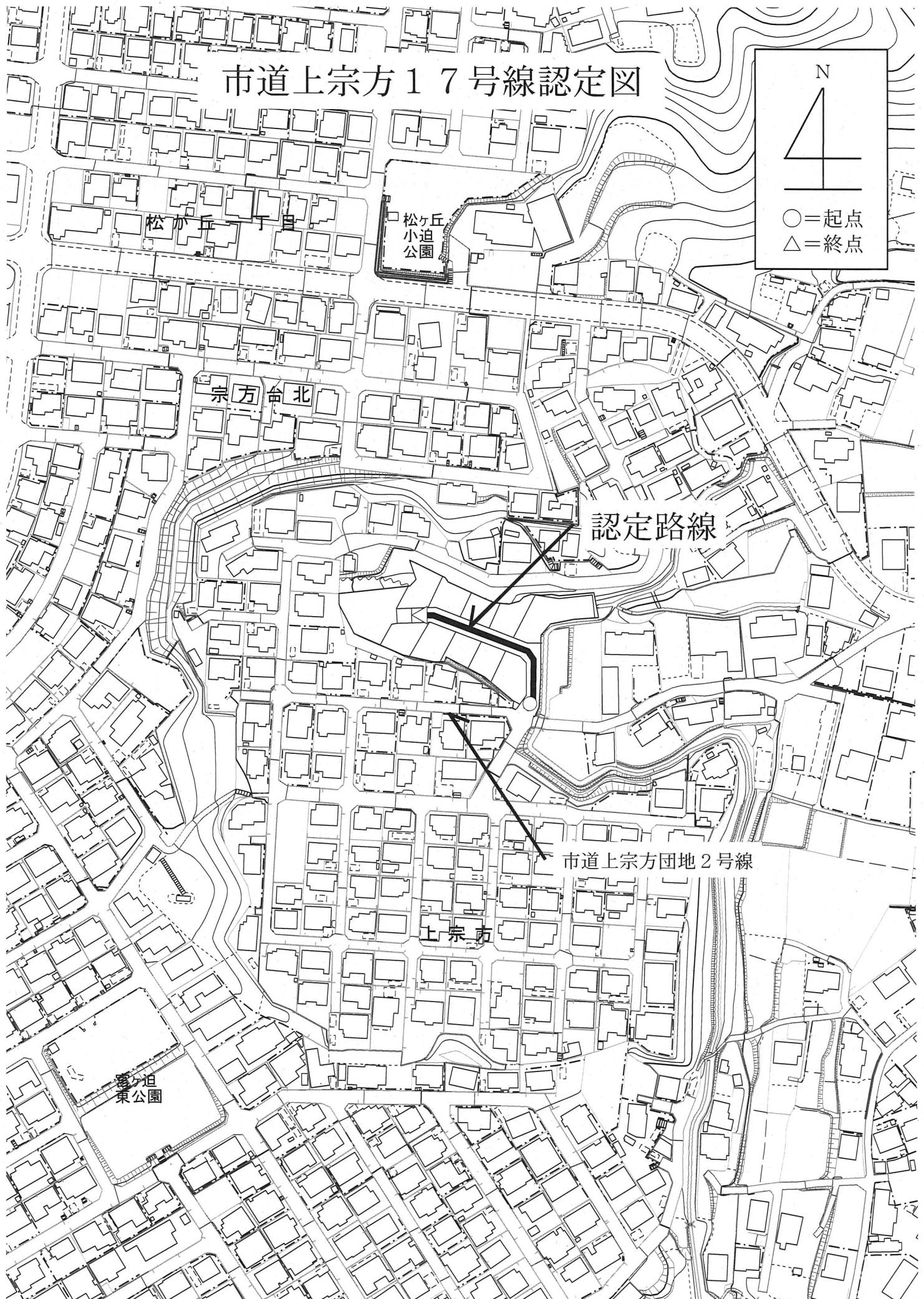
認定する市道路線

路線名	起点	終点
上宗方 1 7 号線	大字上宗方	大字上宗方
曲 4 号線	大字曲	大字曲
駄原 2 1 号線	大字駄原	大字駄原

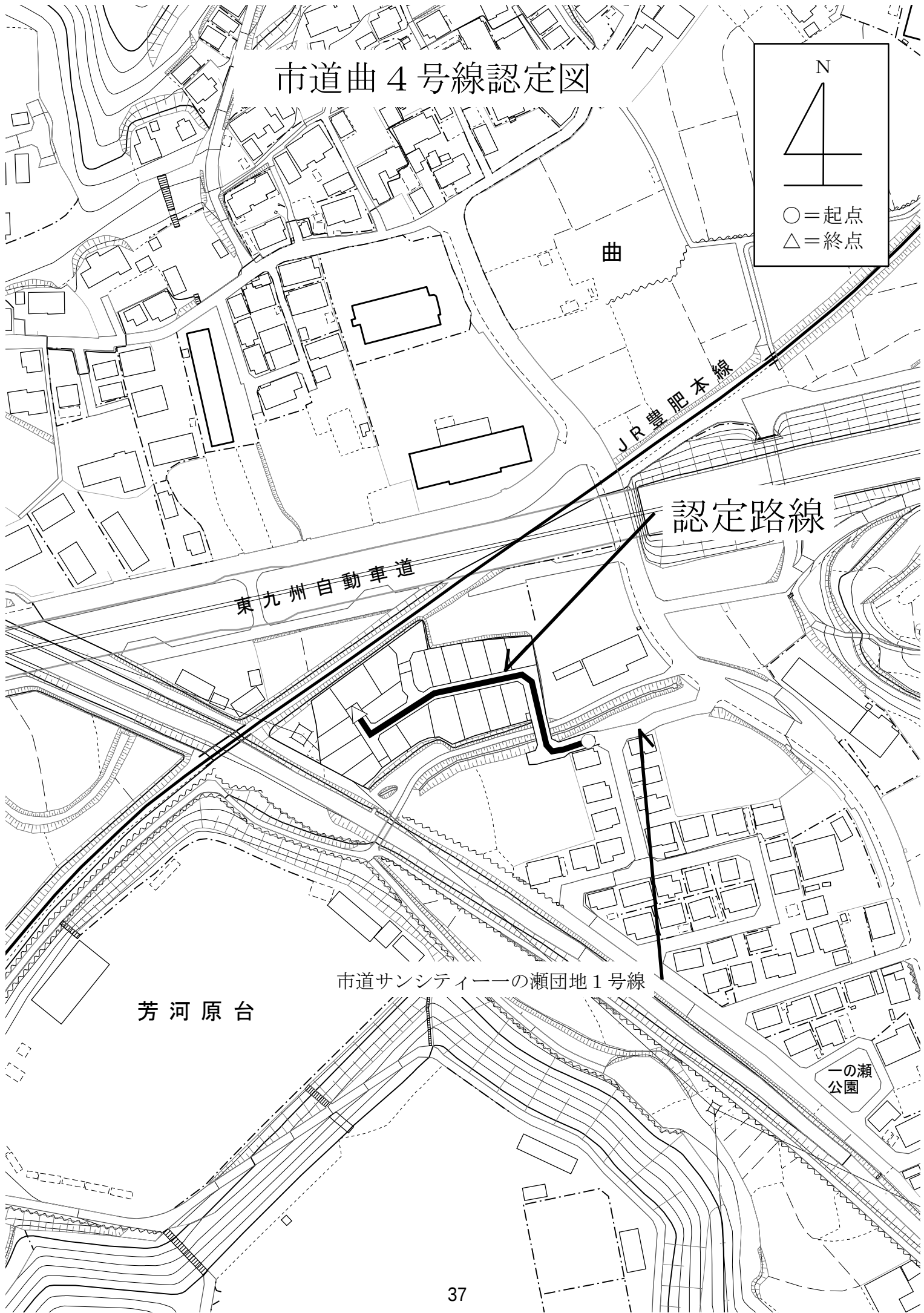
提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第 8 条第 2 項の規定により本案を提出する。

市道上宗方17号線認定図



市道曲 4 号線認定図



市道駄原21号線認定図



高尾台一丁目

王子山の手公園

王子山の手町

天神平公園

市道高尾台一丁目駄原線

認定路線

駄原